

負傷原因届の提出について

1. 対象となる外傷性の負傷

◆ 社会保険表章用疾病分類表(内容例示表) ◆

疾病分類 コード	疾病分類項目 (基本分類コード)	分類項目に含まれる主な疾患
損傷、中毒及びその他の外因の影響		
1901	骨折	頭蓋骨骨折、顔面骨骨折、頸椎骨折、胸椎骨折、胸骨骨折、肋骨骨折、腰椎骨折、鎖骨骨折、大腿骨骨折
1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	頭蓋内損傷、脳振とう、外傷性硬膜外出血、外傷性硬膜下出血、外傷性くも膜下出血、心臓損傷、外傷性気胸、外傷性血胸、外傷性腹腔内臓器損傷（脾損傷、肝損傷、膵損傷、子宮損傷）
1903	熱傷及び腐食	熱傷、腐食
1904	中毒	薬物、薬剤及び生物学的製剤による中毒、アルコールの中毒作用（注：急性アルコール中毒は0502へ）、有毒性食品の毒作用
1905	その他の損傷及びその他の外因の影響	頭部、頸部、胸部、腹部、下背部、腰椎、骨盤部、肩、上腕、肘、前腕、手首、手、股関節部、大腿、膝、下腿、足首、足等身体各部位の表在損傷、外傷性切断、その他詳細不明の損傷、身体各部位の関節及び靱帯の脱臼・捻挫及びストレイン、異物侵入、放射線的作用、熱射病、日射病、低体温症(低温環境)、凍瘡（しもやけ）、気圧性外傷、窒息、虐待症候群、外傷の早期合併症、外傷性ショック、外傷性無尿、コンパートメント症候群、輸液、輸血及び治療用注射に続発する合併症、不適合血液輸血、血清によるアナフィラキシーショック、処置の合併症、挿入物及び移植片の合併症、移植臓器の拒絶反応、損傷、中毒及びその他の外因による影響の続発・後遺症

【注意】

- ・ 上記に該当する傷病名の場合は、必ず「負傷原因届」を提出してください。
- ・ 相手がいる負傷の場合は、「負傷原因届」ではなく「第三者傷害（含、交通事故）による傷病届」等関係書類を届出してください。

以 上